

本市第1号!

## 空家条例に基づく応急的危険回避措置を実施しました

令和3年8月1日に施行した「横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例」に基づき、磯子区に所在する所有者がいない空家について、応急的危険回避措置を横浜市で初めて実施しました。

### 1. 応急的危険回避措置の概要

特定空家等の所有者がいない場合<sup>(※)</sup>などで、外壁の剥離等により生命・身体に重大な危険が迫っているときには、市が応急的に危険を回避する最小限の措置（部材撤去等）をすることができます。

#### ※「所有者がいない場合」とは

- ①所有者不存在：所有者が死亡し、法定相続人が存在しない場合または法定相続人が全員放棄をしている場合
- ②所有者不明：登記・住民票・戸籍・固定資産税台帳・ガス等供給事業者の保有情報・関係者へのヒヤリングなどによっても、所有者の氏名または所在が不明である場合



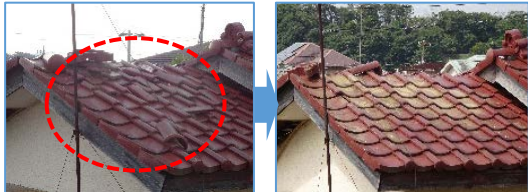
#### 【参考】横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例 第8条<応急的危険回避措置>

第1項 市長は、次に掲げる場合において、当該特定空家等に起因して、市民の生命又は身体に重大な危険が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

- (1) 特定空家等の所有者等を確認することができない場合 (2) 略

### 2. 応急的危険回避措置の実施

頭上から道路に今にも落下しそうな部材があり、通行人に怪我をさせる恐れがあるなど、危険性が非常に高い下記の2件について、応急的危険回避措置を実施しました。

	磯子区 1件目	磯子区 2件目
空家等の概要	2階建て、店舗・共同住宅、昭和41年新築	2階建て、居宅、昭和50年新築
所有者の状況	所有者不存在（所有者及び法定相続人死亡）、所有者不明（法定相続人の一部調査不能）	所有者不明（所在不明）（書類上の住所に居住していないことを確認）
対応の経緯	R1.9 近隣より相談あり R1.9 空家法 <sup>(※1)</sup> に基づき、「特定空家等」として認定 ～以降、継続して、更なる所有者調査、現場調査、関係者ヒヤリング等を実施～ R3.8.31 所有者不存在・不明と判断し、空家条例 <sup>(※2)</sup> に基づく応急的危険回避措置を実施	H26.9 近隣より相談あり、所有者の居住地等と思われる住所に改善通知文を送付 ～所有者から連絡なし。以降、継続して更なる所有者調査、現場調査、居住地訪問、関係者ヒヤリング等を実施～ R2.3 空家法 <sup>(※1)</sup> に基づき、「特定空家等」として認定 R3.9.8 所有者不明と判断し、空家条例 <sup>(※2)</sup> に基づく応急的危険回避措置を実施
措置の概要	① 2階屋根材の一部撤去（剥がれている部分）  ② 2階戸袋の板下地材及び仕上げ材の一部撤去（脱落しかかっている部分） 	① 2階屋根瓦の一部撤去（脱落しかかっている部分） 
		(※1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（H27.5.26 施行） (※2) 横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例（R3.8.1 施行）

お問合せ先

建築局建築指導課 建築安全担当課長 村上 まり子 Tel 045-671-4530